

北海道後期高齢者
医療広域連合から

高額介護合算療養費および医療費通知について

①「高額介護合算療養費」とは

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から高額介護合算療養費として支給されます。

なお、手続きには窓口への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となります。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

②医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者へ送付しています。

発送月は、9月下旬と3月上旬の年2回です。

※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

※この通知は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。

なお、医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

医療費通知の活用について

- ・医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- ・健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- ・診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】212万円
		【課税所得380万円以上】141万円
		【課税所得145万円以上】67万円
1割	一般	56万円
	住民税非課税世帯 区分Ⅱ【※1】	31万円
	区分Ⅰ【※2】	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

記載例

受診年月日	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
平成30年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
平成30年2月	□□薬局	調剤	1	10,000	1,000			
平成30年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
				230,000	23,000		11,490	5,400

お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601
住民課 戸籍保険グループ



仕事休もっ化計画

- 仕事はチームで行い、チーム内で情報共有を図ること
とで休みやすい職場環境にしましょう。
- 年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入しましょう。

年末年始！1月4日を休んで9連休

《働いている皆さんへ》

年次有給休暇の取得は、会社に申し出る必要があります。仕事を計画的に進めるのと同様に、年次有給休暇についても、職場と調和を図り、計画的に取得しましょう。

《経営者の皆さんへ》

年末年始の事業計画を検討するに当たっては、従業員の年次有給休暇取得を考慮しましょう。また、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇の取得日を割り振ることができる制度（計画的付与制度）もあります。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

厚生労働省 | 北海道労働局 | 労働基準監督署